

平成 24 年度 第 2 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 25 年 2 月 7 日（木）14:00～15:10

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、小川委員、土ヶ内委員、筒井委員、富澤委員、間嶋委員（欠席：宮脇委員）

高知県

小谷総務部長、山本総務部副部長、原行政管理課長、森下職員厚生課長

（野村会長）

それでは、ただ今から、第 2 回特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日の会議で結論が出せるよう、ご審議のほどを、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、本日、宮脇委員さんは所用により欠席となっております。

まず、事務局が、前回の審議会以降、他県の動き等につきまして資料をまとめておりますので、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（行政管理課長）

行政管理課でございます。私から、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

資料の 1 ページをご覧ください。「特別職報酬等の改定状況」についてでございます。

前回、第 1 回目の審議会でも同じ表を用いて、平成 24 年 4 月以降の他県の改定状況をご説明いたしました。その内容は、網掛けをしております 6 団体について変更があったということでございました。今回、第 1 回目以降の変更点としましては、同じく網掛けをしております東京都のみでございます。東京都の欄をご覧くださいますと、二段書きをしております。その下の方の（ ）書きで記載しております数字が、平成 25 年 4 月 1 日から適用される内容で、この部分が今回の変更点でございます。

東京都につきましては、本年度、一般職の給与について引き下げの勧告がございまして、その改定内容等も踏まえまして、特別職の報酬等の額を引き下げるとされているものでございます。なお、本県の本年度の一般職についての勧告は、据え置きでございました。

この東京都の改定と、同じくこの表の一番下の沖縄県の（ ）書きの部分、この 2 つが平成 25 年 4 月から適用ということでございますが、この改定を反映させました平成 25 年 4 月 1 日時点の全国の状況を見ましても、本県の全国順位等に変動はございません。

特別職の報酬等の全国状況についての説明は、以上でございます。

（職員厚生課長）

職員厚生課でございます。続きまして、退職手当に関する全国状況についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、2 ページをお願いいたします。

特別職退職手当の全国の改定状況についてまとめております。2 月 1 日現在で「改定済」のところは、3 団体でございます。「検討中」が 24 団体、「検討していない」が 19 団体でございます。

まず、1 の「改定済」の 3 団体でございますが、この内、(1) の一般職の退職手当の引き下げに対応して特別職を引き下げたという団体は、島根県と大分県の 2 県でございます。島根県は、知事の支給割合を 60/100 から 51/100 に、副知事の支給割合を 43/100 から 36/100 に平成 25 年 1 月 1 日から引き下げしております。また、大分県は、知事の支給割合を 67/100 から 57/100 に、副知事の支給割合を 45/100 から 38/100 に引き下げました。施行日は、平成 25 年 1 月 1 日でございます。両県とも、一般職と同じ 15 パーセントの引き下げということでございます。

(2) の他県と比較して高い水準であったため引き下げるというのが、京都府でございます。京都府は、特別職退職手当の支給割合が全国的に見て高い水準であったため、知事の支給割合を 70/100 から 65/100 に、副知事の支給割合を 50/100 から 45/100 に引き下げしております。改定率は、知事が 7.1 パーセント、副知事が 10 パーセント

ントの引き下げとなっております。施行日は、平成 25 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 の「検討中」の 24 団体の内訳ですが、(1) の平成 25 年 4 月 1 日までの施行に向けて検討しているところが 7 団体でございます。(2) の時期も含めて検討中というところが 17 団体でございます。まず、平成 25 年 4 月 1 日までの施行に向けて検討中の 7 団体の状況でございますが、アに記載していますとおり、他県と比較して高い水準であることから引き下げを検討しているところが 2 団体でございます。イの特例による退職手当の引き下げでございますが、これは、いわゆる知事のマニフェストにより引き下げることとございまして、これが 1 団体。支給割合につきましては、条例の本則は現行のままで、附則に現在の知事、副知事については支給する際にそれぞれ 15 パーセント、10 パーセントを減額すると定める内容でございます。ウの未定の 4 団体は、まだ具体的な内容は検討されていませんが、このうち 3 団体については、一般職の退職手当の 15 パーセント削減ということも考慮して検討しているとお伺いしております。

最後に、3 の現在のところ「検討していない」という 19 団体の主な理由でございますが、特別職退職手当は一般職の退職手当と連動させるとは考えていないこと、また、支給までには時間があるので他県の状況も見たうえでということとでございます。なお、一般職の退職手当とは連動していないとしている団体におきましても、他県の状況を見るということもありまして、こうした団体では、考え方は様々あると思えますが、今後引き下げる団体が出てくれば減額を検討されるということもあるのではないかと思います。

次の 3 ページをお願いいたします。

3 ページは、退職手当の支給割合、手当額等につきまして、平成 25 年 2 月 1 日現在の全国状況をまとめております。前回の審議会でお示ししました資料から、先ほどご説明いたしました大分県と京都府が既に改定をしておりますので、その改定内容を反映して更新をしたものでございます。高知県の欄をご覧になっていただきたいと思いますが、高知県は知事の支給割合の 27 位、それから退職手当額の 40 位、ともに前回と変更はございません。また、副知事につきましても、支給割合、退職手当額の順位に変更はございません。

次に、4 ページをお願いいたします。

近隣の他県の状況ということで、中四国の状況をまとめております。中四国の県のうち岡山県と広島県は、人口規模も大きく、また財政力も高いということがございますので、この 2 県を除いた 6 県の状況を記載しております。なお、この 2 県の状況は下に参考として書かせていただいております。

この 6 団体の平均は、この表の下から 2 行目に記載しております。知事が 55/100、副知事が 42/100 でございますが、島根県は 4 月 1 日から知事を 51/100 へ、副知事を 36/100 へ引き下げることを決めております。また、香川県も知事を 50/100 へ、副知事を 38/100 へ引き下げる予定でございます。これを含めて平均をしますと、右側に記載していますとおり、知事が 52/100、副知事が 40/100 ということになります。

さらに、本県と財政力がより似通ったところとの比較をしてみますと、本県は一番財政力の低い E グループですので、同じ E グループと一つ上の D グループを網掛けしております。この 3 県の知事の支給割合は、鳥取県が 50/100、島根県が改定後で 51/100、徳島県が 50/100 でございます。この平均を一番下の行にお示しをしていますが、知事が 50/100、副知事が 39/100 ということになっております。また、一番下の表になりますが、参考ということで書いてありますが、改定後では、6 県のうち 4 県が 50/100 ということになってございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございましたが、何か質問がございましたら、よろしくをお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、具体的な検討に入りたいと思います。前回の審議会委員の皆様のご意見、現行を減らしていいのではないかと、あるいは、パーセンテージを少し考慮したらいいのではないかと、あるいは据え置き、そういったご意見がございましたが、事務局に案の用意をお願いしておりますので、たたき台として事務局案を出していただいて検討したいと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)
異義なし。

(野村会長)
それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、ただ今お手元にお配りいたしました「平成24年度 高知県特別職報酬等審議会 事務局試案」に沿って、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。県議会議員の報酬及び知事、副知事の給料の額の事務局案でございます。

上の表は、平成22年4月1日に改定した現行の額をまとめたものでございます。現行の額が適用されました平成22年4月1日以降につきましては、昨年度、この審議会を開催いたしました結果、「据置き」の答申をいただいているところでございます。

資料の下の方、今回の事務局の試案としましても、「据置き」の案を用意させていただいております。考え方としましては、(2)に記載をさせていただいております。

1つ目の理由といたしましては、これまでも改定をする際の一つの指標となっております一般職の職員の改定が、今年度も行われていないということでございます。

2つ目といたしましては、昨年の審議会以降、額の改定や、また審議会の答申等の動きのあった他の都道府県の団体が、47都道府県中6団体ございましたけれども、その改定状況を踏まえましても、本県の全国順位等には変動がないためでございます。

事務局といたしましては、これらのことを考慮いたしまして、議長、副議長、議員の報酬及び知事、副知事の給料を、現行の額で据え置くこととする案をご用意させていただきました。

以上でございます。

(職員厚生課長)

続きまして、職員厚生課から退職手当の支給基準に係る事務局試案についてご説明させていただきます。

資料は、2ページをお願いいたします。特別職退職手当の試案でございます。

まず、1は現在の支給割合と平成18年4月1日の改正前の支給割合をまとめたものでございます。その下の表からが、事務局の試案になります。前回の審議会での委員の皆様方のご意見を基に、3つの試案を用意させていただきました。試案1は、一般職の改定と同様に特別職退職手当の支給割合を15パーセント引き下げる案でございます。試案2は、支給割合を8パーセント引き下げる案でございます。試案3は、支給割合を据え置く案でございます。

まず、試案1、一般職の改定と同様に特別職退職手当の支給割合を15パーセント引き下げる案でございます。これは、(2)に考え方を記載しておりますが、一般職の退職手当の支給水準が大幅に引き下げられましたことから、特別職もこれと同様に引き下げるという考え方で、現行の知事の支給割合の60/100を50/100に改める案で、額で申しますと、現行の3,513万6千円から、585万6千円を引き下げまして、2,928万円となります。改定率がマイナス16.7パーセントとなっておりますのは、現行の支給割合60/100の15パーセント減を計算しますと51/100ということになりますが、知事の支給率につきましては、これまで5/100ポイント刻みで改正してきておりますので、これまでと同様の扱いとしております。副知事につきましても、15パーセントの引き下げで、現行の支給割合の43/100が36/100となります。額は、現行の1,940万2千円から、315万9千円引き下げまして、1,624万3千円となります。改定率がマイナス16.3パーセントとなっておりますのは、端数処理の関係でございます。

ここで、この案をとった場合の他県とのバランスがどうなるかということをご覧いただきたいと思っておりますので、先ほどの資料(審議会資料)の4ページをもう一度ご覧いただきたいと思っております。先ほどご説明いたしましたように、この6団体の知事の支給割合は52/100でございますが、50/100の団体が大半でございます。また、財政力指数D、Eグループの3団体の知事の平均の支給割合は、50/100ということになっておりまして、このマイナ

ス 15 パーセントの引き下げ案をとりました場合、近隣の類似団体との均衡が取れるということにはなろうかと思
います。

それでは、お手数ですが、試案の 2 ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、試案 2 でございますが、これは特別職の退職手当の支給割合を 8 パーセント引き下げる案でございます。

(2) の考え方の欄をご覧ください。8 パーセント引き下げる理由につきましては、特別職は一般職とは異な
った重責を担っていること、また、特別職の退職手当の性格は任期中の功労に対する報酬としての性格を有するも
のであることなどから、支給割合の引き下げ率を一般職よりは緩和するという考え方でございます。この試案で
すと、現行の知事の支給割合の 60/100 を 55/100 に改定し、額では現行の 3,513 万 6 千円が、292 万 8 千円引き
下げた 3,220 万 8 千円となります。改定率はマイナス 8.3 パーセントとなります。副知事につきましても 8 パー
セントの引き下げで、現行の支給割合の 43/100 が 39/100 となり、現行の 1,940 万 2 千円から、180 万 6 千円引
き下げた 1,759 万 6 千円となります。改定率はマイナス 9.3 パーセントでございます。

次に、3 ページをご覧ください。試案 3、現行の支給割合を据え置く案でございます。

現行の支給割合を据え置く理由につきましては、(2) の考え方に記載しております。特別職は一般職とは異
なった重責を担っていること、また、特別職の退職手当の性格は任期中の功労に対する報酬としての性格を有す
るものであることなどから、一般職の退職手当とは別に定めるという考え方でございます。

この場合、現行の知事及び副知事の退職手当の支給割合は、まだ現状では、全国平均より低い水準にあります
し、財政力指数が類似している全国の団体の平均支給割合と比べても均衡しているということから、一般職の退
職手当の支給水準の引き下げを考慮せずに据え置くという案でございます。ただ、この案の場合、特別職退職手
当の引き下げを検討しているという団体も多くありますので、全国状況が今後大きく変化をしていくという可能
性もございます。

試案の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございます。それでは、ご意見等をお伺いしたいと思います。まず、議員報酬の額及び知事、副
知事の給料の月額につきまして、ご意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

先ほど説明いただきましたように、昨年度の審議会以降、一般職の月例給の改定は行われていない、そして、
昨年度の審議会以降に改定等があったのは、47 都道府県中 6 団体であるが、本県の全国順位等には変動はないと
いう説明をいただいております。そういったことを一つの基準として、ご意見がありましたらお願いしたいと思
います。

(土ヶ内委員)

私は、私たち高知県民を引っ張って行ってくれる、そんな優秀な人材を県民のために確保するには、その採用
は労働市場において民間企業と競争しなければいけないので、特別職の方々の報酬はそれなりにあってしかるべ
きだと思いますので、据え置きでよろしいかと存じます。

(野村会長)

据え置くという土ヶ内委員さんからのご意見でございます。それ以外のご意見がございましたら、どうぞご発
言をお願いいたします。

特に他の意見がないようでしたら、議員報酬の額及び知事、副知事の給料月額につきましては、現行額を据え
置くということで、ご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異義なし。

(野村会長)

ありがとうございます。

それでは、知事、副知事の退職手当の支給基準について、どのようにするのか。先ほど事務局から3通りの試案が示されておりますが、他県の状況等を踏まえてご意見等をいただけますよう、よろしくお願いたします。

(間嶋委員)

前回もいろんな話があった訳ですけど、やはり一般職の改定がある限り、どうしてもそのところから、この短期間の中で外れるということが、私は難しい部分があると思います。そういうことからすれば、一般職と同様に引き下げをしていくということにしておかなければ、後に、内部のスタッフとの関係も含めてどうなのかなということもあります。以降は、前回言っていたような指標も含めて出せるところがあって、高知県独自でいろいろなことできるというようなことがあれば、これは一般職にもきちんとしたことを私はあてはめるべきだと思いますので、そういうことからすれば、いろいろ悩んだりもしたわけですが、今回の場合はなかなかそのような時間がなく、説得する材料も含めて見つけづらいのかなというふうに思います。

(野村会長)

一般職にあわせて引き下げをすべきということでよろしゅうございますか。

(間嶋委員)

はい。

(筒井委員)

間嶋委員さんと結論は同じです。意見は同じなのですが、他県と比較してみましても、やはり高知の賃金水準といったものを見ましても、これで順位も変わらないということですので、これで納得がいただけるかなと。私も今日試案をいただく前に家で計算してみたんですが、やはり今日出された試案1でいいんじゃないかというふうに考えてまいりました。

(野村会長)

試案1で、一般職の改定と同様に支給割合を引き下げるというご意見でございました。それ以外にご意見がございましたら。

(土ヶ内委員)

前回いただいた資料の中の県職員の退職金15パーセント減額という文字が目には焼きついて離れないんですけども、個人的には据え置きでいいのではないかなという思いが強いですけれども、そういう事実を鑑みまして、やはり長たる者の務めとして、特別職の方々も減額をしていかなければいけないという思いに至った次第なんですけど、できるだけ下げ幅は小さい方で、私は8パーセントというのにしていただければと思います。

(野村会長)

引き下げはするということですが、引き下げの幅を8パーセント、試案2でどうだろうかというご意見でございます。

今まで現行のままでいいというご意見は出ていないのですが、一般職にあわせて引き下げをすべきというご意見、そして、引き下げの幅を少し緩和して8パーセントでいかがなものかというご意見でございます。

どうぞご意見を頂戴したいと思います。

(小川委員)

今回どうしても、民間企業も同じだと思いますが、一般職の方がある程度こういう引き下げになっておりますので、やはり長の方も。本来は、前回お話しましたように、役員というのは本来は違うんですけども、やはり行政という立場を考えても、ある程度これはいたしかたないのかなと。やはり高知県の財政基盤の将来のこともありますので、ある程度他県の財政基盤の同じような団体の水準に落ち着いてやっていってもらわないと、今の

知事は一生懸命頑張っていたいただいていることはよく分かっていますけれど、やはり未来永劫続いていくことだと思っておりますので、どうしても試案1にならざるを得ないのかなというふうに思っております。

(富澤委員)

私は前回、出張で欠席させていただき申し訳なかったのですが、前回の話も聞かせていただきまして、資料も見せていただいて、よく考えてみますと、やはりもの凄く知事は頑張っていますよね。非常に頑張っておられる。他に得難い人材であると。そういう意味で本来ならば据え置きが一番良いんじゃないかという気はするんですね。ただ、じゃあどう考えていったらいいのかと、いろいろ考えてみたんですけど、これ、アナロジーでいくと普通の民間企業の経営者、これの報酬をどう決定していくかという考え方、それをちょっと参考にしたらどうかなと思っておりました。

(※別途配付資料1を参照) 企業の役員報酬で何を考えないといけないか、何を配慮しないといけないかを考えてみますと、これは退職手当ですから少し違いますけど、一応アナロジーということで。役員報酬を考えると、1つはトップの持っている事業計画。どういうふうな形でやっていくかという話で、それから、世間の相場というもの。これもやっぱり考えていかないといけない。それと従業員とのバランス。この3つというのは大事な指針だと一般に考えられています。事業計画と世間の相場と従業員とのバランス。事業計画というのは、ある意味では、業績とか、あるいはリーダーシップとか、重たい責務とか、そうしたものに关わるもので、ある意味でリーダーとして求められる非常に厳しい状況です。それから世間の相場というのは、これは絶対無視できないもの。それから、従業員とのバランス。これも当然なんですけど。これを例えば、今のこの状況、退職手当の方にマッチングさせてみたらどうなるかといったら、今、知事はこの業績、それから産振計画の引っ張り方、リーダーシップ、持たれている責任とか、そういうものを考えたら非常にすばらしい話ですけど、やはり他の要素を考える必要があると。世間相場というのは、今で言う、ちょうど今日の資料にも出ていましたけれども、他県の状況、それから民間企業の状況ということになってくるんじゃないかと思えます。そういう意味で、ここも当然配慮しないといけないということ。それから、もう一つ、やっぱり一番大事だなと思っているのは、普通の民間企業の場合ですと従業員とのバランスということになるんですけど。これがどういう事かと言ったら、従業員の目にどう映るかということになると思うんですね。企業が非常に厳しい状況の中で、従業員だけが給与あるいは退職手当を下げられている時に、トップがそのままだったら、たとえ価値を認めていたとしても、感覚的にいろいろおかしな事になってくるということで、モチベーションとかに影響を与えるんじゃないかと。それは、ある意味で、ここでは一般職の状況になるんじゃないかと。そういうことを考えたら、この3つ。事業計画に相当するものは、今も知事がやっている、リーダーシップを発揮して、いろんな企画をして進めている行政のリーダーとしてのやり方。それから、世間相場としての、今の四国4県あるいは中四国の状況と、それから一般職のこと。それを考えたら、私自身は悩ましい話ですけども、ここは試案1でやっていただいた方が、結果的に今後いろんなプロジェクトを推進していく上で、うまくいくんじゃないかという気がします。これは私の、前回欠席して皆様方の意見を十分伺ってないんですけど、そういうふうにここしばらく考えて思ったことです。以上でございます。

(野村会長)

欠席の委員さんのご意見はお伺いしていますか。

(行政管理課長)

本日、宮脇委員さんが所用によりご欠席でございまして、事前に電話でご意見をお伺いいたしました。宮脇委員さんのご意見としましては、試案2でお願いをしたいという結論でございました。理由といたしましては、委員の皆様からおっしゃっていただきましたように、県民の皆様が知事が大変高く評価をされている。非常に知事に対する評価が高いということ。それと、知事の悪い評価を聞いたことがないという言葉も添えられております。非常に高知県のために頑張っていたいただいているということから、一般職と同様に一律に下げなくてもよいのではないか。一定の評価をして、引き下げの幅を考えたらどうかということでの、試案2でというご意見でございました。以上でございます。

(野村会長)

ありがとうございました。

少し意見が分かれているところですが、先ほど富澤委員のご発言にありましたような相場、あるいは一般職員、そういったところを考慮してどうかと。そういった面も含めまして、土ヶ内委員さん、ご意見がございましたら。

(土ヶ内委員)

最初に申しあげましたように、とにかく優秀な人材を確保する。その一点に強い思いを持っております。金額の多寡で優秀な人材を押し量というのは失礼ではありますが、やはりそれが一番、皆さんに分かりやすい数字であると思うんです。やはり、あんまり給料が低いと、なる人がいなくなるというような、本当に小さな思いではございますが、そういうふうな思いを持っております。

(野村会長)

引き下げることについては、皆さん、ご意見は一緒だと思いますが、引き下げの幅につきましては、試案1のご意見と試案2のご意見とに分かれていますところですが、このところをどう結論づけていくかということが必要になると思います。

(富澤委員)

土ヶ内委員さんにお伺いしたいのですが、もし委員さんが、どこか別の会社を経営されているとして、従業員の給料をある程度下げないといけない状態の時に、トップとしてご自身はどうされると思いますか。多分、自分がもの凄く良い成績を出し、リーダーシップを発揮している。でも、世間の環境状況で従業員の給料を下げないといけないという時に、トップの人は意外と下と同じくらいにしたいという気持ちを持たれるんじゃないかという気がするんですね。従業員側も、そういうものを共有できたら、もっとトップに対する信頼感も出てくるように思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

(土ヶ内委員)

それは、私個人としましては、そういう思いでございますが、やはり県民を引っ張っていくという、その重責です。この特別職という、試案2に書かれている考え方ということです。それを思いますと、また別の問題なのですが、私は学校の先生方ももっと給料を上げた方がいいと思います。そういうふうな考え方でございます。引き上げていくと言いますか、人材を育てていく重責に対する金額でございます。それで、自分自身は、自分の会社では、富澤委員さんのおっしゃるような考え方でやっております。ただ、それとはちょっと違うんじゃないかというような。この特別職の方々の仕事は。

(富澤委員)

私自身思うのは、もしリーダーがいろんな事を推進していく時に、リーダーの責務は非常に重たいことは当然皆さん理解しているんだけど、感覚的な、ある意味、一つの浪花節的なもので、従業員と一緒に行動していく、活動していくということに対して、何か思いを共有できると、かえって、例えば、私は中間よりも一緒にした方が、全体の協力、思い。これは論理じゃないと思うんですけどね。ひょっとしたら知事もいろんな、産振計画の推進とかも、かえってやり易いんじゃないかなという気がします。私も実はアメリカで会社の社長をやっていたことがあるんですけど、その時の自分の体験とかを思いながら、従業員との思いを考えたときに、そういう考え方をとった方がいいんじゃないかという気がして、ちょっと申しあげているんですけどね。多分、おそらく思いは同じだと思いますけれど。ただ、非常に知事がもの凄く頑張ってくれている。それから非常に大事なポジションである。他に代え難い人材である。そういうような時にどんな形で評価するか、表現するか、意思表示するかということになると思うんですけどね。これ、もし結果的に、例えば数字だけで伝わる形になるんですか。議論の背景とか、そういうものも含めての説明になるのか。その辺はどうなんですか。この審議会の結論が、試案1、試案2、試案3のどれかになったとしても、それに説明は付くんですか。

(行政管理課長)

答申は、数字でいただきますけれども、こういったご議論の内容については、報告をさせていただきます。

(富澤委員)

そしたら、そこの思いを。委員で本当はすんなり下げようと思う人は、どなたもいらっしやらないと思うんですね。できたら据え置きがいいんじゃないかと、皆さん思いとしては持たれていると。でも、やはりいろんな状況から考えた時には、ここは、ここまで下げさせてもらった方がいいんじゃないかというような議論の末、結果になったということにすれば、土ヶ内委員さんの心配されているようなことにはならないと。確かに、ロジックからいくと、経営者の仕組みとは違いますよね。普通の経営の方は、民間企業のトップでも、やはり従業員と違うと思うんですね。でも、なおかつその中でも、いろんな従業員との関係とか世間とかに配慮して、普通は決められていくと。かつて、アメリカの大手企業のように、非常に赤字を出しながらも、経営者だけの凄い賞与をもらうというようなことがありましたけれど、それはやっぱり日本ではあまり通じないようなことだと思いますし、その辺はどうかなという感じで、私も言わせてもらっているという次第なんですけれど。

(間嶋委員)

私も思うんですけれど、一番は信頼関係というのがどうなのかということ。やはり日本の中というのは、そういうところをもの凄く重んじる場所ですし、せっかくうまくいこうとしているところなので。自分は、労働組合のトップをやっている関係で、一人ではいろいろやっただけでできないという話を挨拶でよくするんですが、やはり皆さんがいて私は支えてもらっている。労働界を支えてもらっているということで、自分自身もそんなことを思うんですね。そこのところが、ちょっとバランスが崩れた時にどんなことになるのかなというのは少し思います。今、せっかく良い方向で進んでいっている。また、私は、庁内の中で全部が全部同じ方向にベクトルが向いているとも思ってないし、それと一番は民間準拠ということ。高知の場合はまだもっとも悪いようなことなんかも聞いている。これは一部だけのことになっているんで全体的に見えてませんけれど、そういうようなことを考えた時に、気持ちとしてはいろいろあるがですけど、ちょっと時間がなさすぎ。説得するだけの時間がなさすぎ。前回の皆さんの意見を聞いたときに、私は指標を決めるんであったら、別に横並び方式でなかったもいいだろうということもあります。各県、各実態の中できちっとそういったことを本当にやれるんであったら、そういうようなことも考えていってもおもしろいことだなと。頑張り具合によってどうしていくかというようなことを私は考えていたらいいと思うけど、ちょっと時間がないなと。また、この後、事業がうまく推進できるかどうかという、そんな心配も私自身はあります。少しそんなことも考えて思ったところでございます。

(筒井委員)

非常に潤沢な人件費とかがあれば、働きぶりに応じたものが退職金なり、報酬で支払ってできるんですけれども、今のように非常に厳しい財政の中で考えてみると、本当に、この財政力指数についても、他県の事は知らないようでは済まない。やはり似たようなところと比較して、納得と言いますか、そういうものをできる方向で、今回はいくつかのものを比べながら、ここらあたりで。知事、副知事には非常に申し訳ないですけど。非常に努力して、ご活躍されている中で、ぐんと下がるんですけれども、それはもう先ほどから間嶋委員も言われていまして、全体の、それから高知県のことを考えても、やはり下げざるを得ないということで、一般職の職員の引き下げというものにもあわせながら、やはり試案1ということでもいいんじゃないかなと。

(土ヶ内委員)

同じ下げるといって皆様方の意見でございますので、あとは15パーセントか8パーセントかということなので、同じ下げるんだとしたら、試案2の考え方はわかりにくいことなので、数字的に見たら15パーセント引き下げた方が、県民の皆さんも納得なさるということは分かります。

(野村会長)

他県の状況もまだ全部出揃っていないのですが、やはり15パーセントくらい引き下げるところに落ち着いてく

る可能性が非常に強い。実際、国の方からも 14.9 パーセント、これに準じた引き下げをするように、強い要請が
あっていると。

(行政管理課長)

はい。一般職の引き下げについて。

(野村会長)

そういった国から強い要請が一般職についてはあり、それに基づいて一般職は既に議会も通過して、3月から
実施するという事になっている訳でして、そういった一般職に対する国の強い要請があっている中で、知事、
副知事についてどうなのかと。そういった観点も少し考慮していかないと、引き下げ幅がやはりここでは問題に
なってくるだろうと思います。

先ほど申し上げた国の要請を正確に読んでみますと、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等についての
とおり、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措
置を講ずるよう要請いたします。」こういう文書がございまして、そういった要請の中で一般職についての引き下
げが行われている。こういったことも考慮していかないといけない大きな要素だと思います。

引き下げの水準につきましては、試案1というところで、皆さんご意見、最終的にどうでございましょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

土ヶ内委員さん、よろしゅうございますでしょうか。

(土ヶ内委員)

はい。

(野村委員)

いろいろと、様々なご意見を頂戴いたしました。審議会の結論といたしましては、事務局案の試案1、つま
り知事は60/100を50/100に、副知事は43/100を36/100に、それとこの施行日は平成25年4月1日というこ
とでございまして。そういったことで、本件については、ご異議はございませんでしょうか。よろしゅうござい
ますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、よろしく願います。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは、答申書をご用意させていただきます。答申書の準備ができますまでの間、
ここで、前回の審議会において、諮問事項ではございませんけれども、委員の皆様からご意見をいただきました
教育長の退職手当につきまして、今後の方針等を事務局から説明をさせていただきたいと存じますが、よろしい
でしょうか。

—特になし—

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。今、お手元に資料をお配りさせていただいております。

(※別途配付資料2を参照) 教育長の退職手当につきましては、本審議会の諮問事項とはなっておりませんが、前回の審議会で、その支給方法につきましてご意見を頂戴しました。委員の皆様のご意見も踏まえまして、知事、副知事の算定方法と同じ様に「給料月額×在職月数×支給割合」という算定方式に見直す方向で検討しております。今回は、その支給割合について、ご意見をいただきたいと思っております。

今、お配りさせていただきました資料は、前回の資料でお配りさせていただいたものと同じでございます。教育長の退職手当の全国状況をまとめております。下の表でございますが、教育長の退職手当の支給割合の全国状況を、各県の改定を反映していない段階でございますが、平成24年12月31日現在でお示ししております。支給割合というところが、50/100から19/100までありますが、この30/100というところが18団体ということで一番多くなっております。また、下に平均を書いておりますが、平均も30.1ということになっております。これを知事の支給割合との対比という視点で見ますと、資料はご用意しておりませんが、教育長の退職手当の支給割合と知事の支給割合とを対比しますと、大体平均で5割ということになっております。また、財政力指数が本県と似通っている6団体の平均を見ましても、教育長の退職手当の支給割合は、知事の5割ということになっております。

こうしたことから、知事の支給割合の5割というのを軸に考えていくのがいいのではないかと考えておりますが、本日、委員の皆様のご意見をお伺いした上で、今後、検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(野村会長)

先ほどの説明につきまして、ご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

先ほどの説明は、知事の5割ということでございますが、それ以外のご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

(小川委員)

前回は発言させていただきましたけど、高知県の教育水準をやはりちょっとでも上げていただくということで、また、今般いろんな問題も出ておりますし、学校教育といえますか、やはり県を支えていただくのは子どもたちになる訳でございますので、教育に関してはできるだけケチらないでという言い方はおかしいんですけど、出せる範囲でお願いできたらありがたいのかなど。確かに指標も大事なんだろうけれど、やはり本県の現状を鑑みて、子どもたちのところには、ある程度厚く配分をいただけるようお願いができればというふうに思います。

(野村会長)

そういったことを踏まえて、決定していただければと思います。皆さん、特にご意見はございませんでしょうか。この教育長の退職手当については、特に諮問事項ではございませんので、今の事務局の説明でよろしいということで、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

それでは、そういったことで、よろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、答申書の準備が整いましたので、答申書をお読みいただきまして、委員の皆様にご確認をお願いいたします。

(野村会長)

答申書の内容を読み上げさせていただきます。

【答申書読み上げ】

平成 25 年 2 月 7 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県特別職報酬等審議会
会長

平成 25 年 1 月 9 日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額については、現行で据え置くこととし、知事及び副知事の退職手当の支給基準については、下記のとおり改定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

記

1 退職手当の支給基準

知 事

支給割合 100 分の 50

副知事

支給割合 100 分の 36

2 適 用 日

平成 25 年 4 月 1 日

(野村会長)

答申書への署名は、私の署名でよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

ありがとうございます。

【答申書へ署名】

(行政管理課長)

ありがとうございました。

それでは、知事が参りますまで、今しばらくお待ちください。

【知事入室】

(野村会長)

審議会の意見がまとまりましたので、答申をさせていただきます。

平成 25 年 2 月 7 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県特別職報酬等審議会
会長 野村 直史

平成 25 年 1 月 9 日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額については、現行で据え置くこととし、知事及び副知事の退職手当の支給基準については、下記のとおり改定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

記

1 退職手当の支給基準

知 事	支給割合	100 分の 50
副 知 事	支給割合	100 分の 36

2 適 用 日

平成 25 年 4 月 1 日

(野村会長)

以上でございます。

【答申書を手渡し】

(野村会長)

答申に際しまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

1 月 9 日と本日の 2 回の審議会を開催いたしまして、委員の皆様方には熱心なご審議をいただきまして、今日、答申をすることができることとなりました。先ほど申し上げましたように、議員の報酬、そして知事、副知事の給料の額につきましては、特に変化がございませんので、据え置きということで答申をさせていただきましたが、退職手当の支給基準につきましては、知事は大変頑張っていたいており、もう少し引き下げを緩和すべきであるというご意見もございましたが、一般職員の引き下げ状況、そして他県の状況等を勘案いたしまして、今回、やむを得ず引き下げということで答申をさせていただきました。

知事をはじめ特別職の皆様方には、高知県発展のために、先頭に立って大変頑張っていたいております。私ども県民といたしましても、県勢の浮揚に対しまして、県民として何ができるのか、そういう観点から我々も頑張りたいというふうには思っておりますので、引き続き、どうかよろしく願いいたします。

(尾崎知事)

ありがとうございます。野村会長、さらに委員の皆様方、この度は大変ご多忙の中、委員として活発にご議論を賜りましたことについて、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。また、この度、給料の額及び退職手当の支給基準につきまして、ご答申をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。誠にごもっともなご答申をいただいたと思っておりますので、これを踏まえさせていただきますながら、この度の 3 月議会に条例の改正の方を提出させていただきたいと、そのように考えております。

引き続き、5 つの基本政策をはじめ、各般の政策遂行に全力をあげてまいりたいと考えておるところでございますので、ぜひとも、今後とものご指導、ご鞭撻のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

この度は、本当にどうもありがとうございました。

【知事着席】

(野村会長)

緩和のご意見もありました。

(尾崎知事)

ありがたいことでございますけど、一般職員も引き下げておりますし、官民の均衡ということもありますことから、しっかりと引き下げをさせていただくことが大事だと思います。本当に、ご決定いただきましたことは、誠に腹に入ると言いますか、そのとおりだと思いますので、本当にどうもありがとうございました。

(野村会長)

かなり前置きとして抵抗感はあるながら、また、できればという皆様のご意見、非常に強くございましたが、やはり結論としましては、知事のおっしゃいましたように、一般職の引き下げ等も考慮してということでございました。

(尾崎知事)

ありがとうございます。本当にこれから各般のいろいろな政策を遂行してまいります。もう既にいろんな形でそれぞれの皆様方にご指導、ご鞭撻をいただいておりますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

本当にお忙しいところ、ありがとうございました。

【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、前回、今回と大変ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、特別職報酬等審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。